



各 位

会社名 株式会社やまぜんホームズ

代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 前野 一馬

(コード番号 1440 TOKYO PRO Market)

問合せ先 取締役常務執行役員 澤田 博明

TEL 0594-48-5224 (代表)

URL <a href="http://www.yamazen-homes.com/">http://www.yamazen-homes.com/</a>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を令和4年 10 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されたことから、株主総会資料の電子提供制措置をとる旨を定めるのに加え、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するために、定款の一部変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

当社定款第3章株主総会において、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 (現行第18条)を削除し、電子提供措置等(変更後第18条)を新設することに加え、補欠 監査役候補者の選任を可能とします。また、本削除・新設に伴って効力発生日等に関する附 則を設けます。

なお、下線は追加または変更箇所を示しております。詳細は以下の通りです。

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載又は表示を すべき事項に係る情報を、法務省令に 定めるところに従いインターネット を利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみな すことができる。	<削除>
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現行定款	変更案
現行定款 <新設>	変更案  (電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとる  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこ
	とができる。 附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 18 条 (電子提供 措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附 則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月とする株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
第5章 監査役 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。	第5章 監査役 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行 う。
	3 当会社は、会社法第329条第3項の 規程に基づき、法令に定める監査役 の員数を欠くこととなる場合に備 えて、株主総会において補欠監査役 を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決 議が効力を有する期間は、当該決議 後前任者の任期の満了する時までと する。

## 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 令和4年10月28日
- (2) 定款変更の効力発生日 令和4年10月28日
  - (注)上記の内容につきましては、令和4年10月28日開催予定の当社第20回定時株主 総会において承認可決されることを条件といたします。

以上